

## 令和4年9月清須市議会定例会会議録

令和4年9月6日、令和4年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

教 育 長	齊 藤 孝 法
企 画 部 長	河 口 直 彦
総 務 部 長	岩 田 喜 一
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長 兼 企画部新型コロナウイルス	加 藤 久 喜

ワクチン接種対策監	長谷川 久 高
建設部長	吉田 敬
会計管理者	三輪 晃 司
監査委員事務局長	飯田 英 晴
総務部次長兼財産管理課長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼保険年金課長	松村 和 浩
市民環境部次長兼生活環境課長	古川 伊都子
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	猿渡 一 樹
建設部参事	沢田 茂
企業誘致課長	服部 浩 之
財政課長	渡辺 由利子
税務課長	辻 清 岳
収納課長	舟橋 監 司
危機管理課長	北神 聖 久
市民課長	梶浦 庄 治
産業課長	下村 辰 之
西枇杷島市民サービスセンター所長	石田 讓
清洲市民サービスセンター所長	日比野 鋭 治
春日市民サービスセンター所長	鈴木 許 行
社会福祉課長	藏城 浩 司
子育て支援課長	寺社下 葉 子
健康推進課長兼 新型コロナウイルス	
ワクチン接種対策室長	
土木課長	村瀬 巧
都市計画課長	鈴木 雅 貴
上下水道課長	伊藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前田 敬 春
会計課長	平野 嘉 也
学校教育課長	吉野 厚 之

生涯学習課長	浅野英樹
学校給食センター管理事務所長	吉田剛
監査課長	木全信行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	栗本和宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後藤邦夫
議事調査課係長	鈴木栄治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 3 年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和 3 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 3 年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 3 年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 7 議案第 3 8 号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案
- 日程第 8 議案第 3 9 号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 4 0 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 五条広域事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 令和 3 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 令和 4 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 令和 4 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 1 6 議案第 4 7 号 令和 4 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 7 議案第 4 8 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案

日程第18 発議第 3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

（ 傍聴者 1名 ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和4年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日、永田市長、葛谷副市長、丹羽危機管理部長、加藤教育部長、石黒企画部次長兼人事秘書課長、檜本総務部次長兼総務課長、林企画政策課長の7名より、体調不良により欠席の届出が提出されています。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日上程しております各議案については、8月30日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間については、申合せ事項により、一般質問と同様となっております。

日程第1、認定第1号から日程第18、発議第3号までを一括議題といたします。

去る9月1日までに1名の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法で行います。

それでは、加藤議員の質疑を受けます。

加藤議員。

< 15番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

15番議員 (加藤 光則君)

おはようございます。

議席番号15番、加藤光則です。

私は、議案第38号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案について質問させていただきたいと思っております。

①この条例は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設として位置づけて条例提案されています。

(設置)

第2条 「市内の道路交通の円滑化を図るとともに自転車等の利用者の利便の増進に資するため、次に掲げる自転車等駐車を設置する。」として、(1)に有料自転車等駐車が別表第1で示されています。しかし、市内には既に有料化しているJR枇杷島駅や名鉄新清洲駅の自転車等駐車は、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理運営し、法制度に基づかない協定による管理・運営がなされています。市民の利益に資する立場から、どのように公正性及び整合性を担保していくのか伺います。

②規則については明らかにされていませんが、どのように考えているのか、以下伺います。

⑦6条 「有料駐車の定期利用又は一時利用をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。」とあるが、定期利用の制限についてはどのように考えているのか伺います。

⑧8条 「3. 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。」とあるが、「特別な理由」とはどのようなこと想定しているのか、また「緊急事態宣言」に伴う事由についてはどのように考えるのか伺います。

③(指定管理者による管理)

第12条 「市長は、法人その他の団体であって市長が指定するものに、有料駐車の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。」とあるが、選定方法についてはどのように考えているのか伺います。

以上であります。よろしく御答弁お願いいたします。

議長(野々部 享君)

初めに、①の質問について、岩田総務部長、答弁。

総務部長(岩田 喜一君)

総務部長、岩田です。

加藤議員の質問にお答えします。

まず、①の枇杷島駅自転車駐車場及び新清洲駅自転車駐車場との公平性及び整合性の確保についてです。

本条例で設置する清洲駅自転車駐車場は、市長が清須市自転車等駐車対策協議会に諮問をし、使用料をはじめ現在、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理運営している自転車駐車場と同等のサービスを提供するよう答申を受けています。ただし、運営方法については、民設民営

のBOT方式ではなく、公設民営の指定管理者方式で行うことが妥当である旨の内容となっています。

なお、清須市と公益財団法人自転車駐車場整備センターは、枇杷島駅自転車駐車場及び新清洲駅自転車駐車場の設置及び運営に関する協定をそれぞれ締結し、公益財団法人自転車駐車場整備センターは、利用者の利便性の向上と効率的な環境整備など、清須市の依頼により自転車等駐車場施設を設置しています。

本条例は、御質問の枇杷島駅自転車駐車場及び新清洲駅自転車駐車場との公平性及び整合性の担保を保つために制定をするものです。したがって、市民が利用するに当たり、枇杷島駅自転車駐車場及び新清洲駅自転車駐車場と比較して、清洲駅の自転車駐車場の管理運営に矛盾や偏りが生じることはありません。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろお答えいただきましたので、一つひとつお聞きしたいと思います。

まず、現在、本市の有料自転車等駐車場は、先ほども言われましたけれども、私有地等に設置した自転車駐車場の利用許可という、実質的な行政サービスの提供場面において、これまでの公の施設の管理運営手法と用意された枠組みを利用しない形で、公益財団法人に協定や覚書に基づいて管理業務の運営を担わせているわけであります。

その上で、まずお聞きしますが、本市の枇杷島駅、さらに新清洲駅ですけれども、駐輪場の所管課は総務部のどこがやってみえるのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

自転車駐車場の所管課は総務部総務課になります。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

総務部総務課、その次の係はどこでしょうか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

交通防犯係になります。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、交通防犯係の事務分掌には「自転車駐車対策に関すること」、こう書かれているわけですが、そうするとですね、今回新たにこういう条例提案されると、管理運営も出てくるわけです。そうすると、財産管理係も担うことになるのか、今後どういうふうになるのか教えていただきたい。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

駐車場の主管は総務課になるわけですが、財産管理係は清須市全域で所管する課はそれぞれありますけども、それを総括する形でやはり指導等する必要がありますので、関わりがないといえば関わりはあるということになります、所管はあくまでも総務課でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それで今、現実に2つのところが冒頭申し上げましたけれども、自転車駐車を運営されているわけですが、所有権はその整備センターがあるわけです。この有料化されている自転車駐輪場についても、この2か所の所管というのは交通防犯係でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

そのとおりです。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それでは、今回対象となるJR清洲駅の自転車駐車場は、条例を制定して、これまでの2か所とは異なった手法で、今、言われた指定管理者制度ということではありますが、進められようとしているわけですが、前例の2か所と違って、なぜこういう形にしていこうとするのか、まづお聞きします。

議 長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

大きな理由といたしましては、近接する稲沢市の無料駐車場があります。そこで利用者数の見込みが困難であるというところから、BOT方式ではなく、市で公共施設、駐車場を設置しまして、指定管理者に管理をお願いするという方式にしたということです。

以上です。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

稲沢市が無料だということで、利用者数が見込めないという言い方をされたということは、端的に今の言葉から受け取ると、もうからんで、やらんよという意味でしょうか。

議 長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

公益財団法人ですので、やはり採算が取れないと運営も難しいと思います。そこで、BOT方式では無理ですが、清須市としては清洲駅に有料駐車場を設置する方針ですので、市で設置をして、指定管理に管理をしていただくという方式にしたということです。

以上です。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうするとですね、地方自治法の第2条第14項に、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」、こううたわれているわけです。管理運営業務の適正性についてはどのように前例の2か所がそういう実態があっても、今回のところはなかなか利用数が見込めないということであったわけです。前例の2か所は複雑な協定関係がもたらしておる中での運営となっているわけですが、今度のJR清洲駅の管理運営体系は、指定管理者制度に基づいてどういうふうに考えられておるのか、お聞きします。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

自転車駐車場設置の目的が、利用者の利便向上と効率的な環境整備、それに対して、JR清洲駅については、先ほど加藤議員が言われた、その方法が最大な効果を出す方法だというふうに考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それでは、指定管理にしていくということですので、そういう方向だと。そうすると、清須市の公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例、今日は改めて皆さんのお手元に資料として提出させていただきました。最後のところでまたお聞きするかもしれませんが、これに基づいてやっていくということでの理解でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

そのとおりです。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それでは、第2問目のお答えをいただきたいと思います。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問について、岩田総務部長、答弁。

総務部長（岩田 喜一君）

次に、②の定期利用の制限及び使用料の減免についての考え方です。

まず、⑦の定期利用の制限の考え方についてです。

定期利用ができるものは、条例第8条第1項及び第9条第3項関係の別表第3、備考第1及び2に規定しており、学校教育法に規定する学校に在学する学生と学生以外の一般に区分をします。当然ながら、施設の収容台数を超える申込みがあった場合には、定期利用の制限をしなければならぬことが想定されます。

また、禁止行為の内容を規則で規定することとしており、駐車場の秩序の維持及び施設の管理上、必要があると認める場合は利用者に対して指示をし、職員立会いの下、状況を調査する場合があります。

次に、④の使用料の減免の考え方についてです。

条例に規定する使用料が減免できる特別な理由については、条例第8条第3項の規定により規則で定めることとしています。

その内容は、生活保護受給世帯の者、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の各手帳の交付を受けている者などとしています。減免を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければなりません。

また、緊急事態宣言に伴う取扱いについては、規則に規定する予定はありません。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症による影響等を注視していく必要があると考えていますので、今後適切に判断したいと考えています。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ありがとうございます。

一つひとつこれも聞いておきたいと思います。

まず、1つはですね、清須市の自転車等駐車場管理規則を見ると、第1条には今、言われた「通勤・通学・買い物等に利用する自転車等」としか記されていないわけでありまして、それで、

今、様々なことを述べられたわけですがけれども、今日、資料を見ていただくと、89ページの下  
のところの図です。特に、今回のJR清洲駅の利用は、清須市、稲沢市という境界にあって、  
様々な調整課題があると思われるわけです。この問題について、まずどのように考えて進められ  
ようとしているのか、今、述べられた中でも制限していく上でもいろいろな課題があるわけです  
けれども、この辺の調整についてどういうふうを考えられているのか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

稲沢市とはJR清洲駅の駐輪場についてはしばらく前から協議をしております、稲沢市は無  
料でいくということでお答えをもらってます。

稲沢市の無料駐車場に清須市民が止めることも当然想定されるわけですし、稲沢市のほうはシ  
ルバー人材センター等配置をして自転車の整理をするわけですが、止める方が稲沢市民か清  
須市民か区別がつかないので、そこについては清須市民がたとえ止めても駐輪を許可していくと  
いうことになっています。したがって、清須市の有料駐車場についても、区分はあくまでも  
学生とその他一般ということで、清須市民と稲沢市民を区別するという事は行いません。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、お聞きしました。それで、基本方針の中では、「清洲駅については有料制導入に伴い、稲  
沢市への無料自転車等駐車場も廃止されるものとして検討する」、こう記されていたわけですが  
けれども、これがあの時点ではそういうことだったんですが、今お聞きすると、稲沢市は無料でい  
くということで、多少そういういろいろな境界にあるわけですので、いろんな課題が出てくると  
思われます。それで、今、稲沢市については、そちらへ流れることもあるということと言われた  
わけです。そうすると、1つは、放置自転車対策ということがあって、これまでの地域では  
300メートルなり、何百メートル以内の放置自転車がないように見回りとかいろいろやってた  
わけですが、ここは境界にあるわけですので、清須市内にはそういう領域を決めても、稲沢  
市のほうに今度、放置自転車がたくさんいくとか、いろいろ考えていかなければならない課題に  
ついては詰められておるわけでしょうか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

清須市区域につきましては、駅から300メートルの範囲内で、おおむね区画整理の地域内になるわけですが、そちらについては放置自転車の禁止区域に指定しますので、規定の時間、放置してあれば当然撤去はいたします。

稲沢市のほうは、そこまでは規定等考えていないということで話は聞いております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

検討会の中でも基本方針をつくる中でも発言があったわけですが、行政区分としては、清須市と稲沢市の管理になるわけですが、利用者としては一体的に運用しているということで、モラルの問題も含めて、様々なやってみな分らんことがあるわけです。様々な課題が出てくると思いますが、その辺では稲沢市との協議の場というか、話合いの場というのは常時やっ  
ていかれるおつもりでしょうか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

総務課といたしましては、引き続き、稲沢市とは協議を続けていく必要があると考えています。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今回の条例の設置に当たり、2条では、「市内の道路交通の円滑化を図るとともに、自転車等の利用の利便の増進を資するため設置する」、こうあるわけですので、その辺の目的等様々な課題の整理、そしていろいろな想定されていることもどうしていくのかというのは、やはりきちっとお互いの共通認識を持って進めていくことが必要だということを私は思いますので、しっかり見ていきたいなと思います。

それで、両市において利用者の利便の増進に資するという調整機能を働かせていく、そして、混乱が生じないようにどう進めていくのか、これが非常に大事なわけですけども、こういった問題についても先ほど冒頭言いましたが、交通防犯係がいろいろな対応もされていくという認識でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

交通防犯係はもちろんですけども、道路を管理する土木課、建設部ともしっかりと調整をして進めていかなければいけないと思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そういうことが出ましたけれども、今、区画整理とかいろいろやられてます。稲沢市とつないでいくという、道路も抜いていくわけですけども、その辺では土木課のほうは、今後どういうふうに検討されていくおつもりでしょうか。

議長（野々部 享君）

長谷川建設部長。

建設部長（長谷川 久君）

建設部長、長谷川です。

区画整理につきましては、区画整理組合というところが事業を実施しております。ただし、駅前広場の工事につきましては、稲沢市と清須市の間、稲沢市を含めて駅前広場を造っていくということになっておりますので、そちらについては清須市が整備をして、組合と稲沢市から負担金を頂いて事業は実施をということで、稲沢市とも随時、都市計画課のほうで区画整理の所管をしておりますので、都市計画課の担当で調整はしております。

あとは県道が通っております。それが清須市部分については尾張建設事務所、稲沢市部分については一宮建設事務所というふうに、多岐に調整をする部署が分かれておりますので、その辺も随時調整は現在もしておるところで、当然、整備も、そして整備後のいろいろな交通安全対策、そういったところも随時、今後調整していくというふうに考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろ多岐にわたるところとの調整というのは必要になってくる課題でもありますので、しっかり隣のまちとの連絡調整もしながら、住民の立場にも立っていただいて取り組んでいただきたいと思います。

それで、④のほうで使用料の免除等を質問させていただきました。冒頭の答えとあまり変化がなかったと思いますが、これまでの2つのやられてきたことと同等で、それが妥当だという御答弁をしていただいたと思います。しかし、新清洲もJRも、この間やられてきて、ある意味、様々な課題とかも見えてきた部分もあるかなと思うわけです。そういったところについては、市と整備センターなりが指定管理とは違うわけですので、義務がないわけですから、その辺はどういうふうに声を引き上げておるのかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

新清洲駅と枇杷島駅を有料化したときには、加藤議員にも一般質問をいただいた記憶がありますが、市民の方からもいろいろな御意見を頂戴いたしました。その後、今現在は御意見等いただくことがなく、当初の目的どおり運営できているものと思っております。

整備センターのほうからは、きちんと実績状況をもらってまして、その際に問題があれば報告していただくことになっておりますけれども、特に大きな問題はないということで認識をしております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

一つお聞きしておきたいと思います。全国的にも整備センターはいろいろなところでやられておるわけですが、一応、整備センターのほうは管理運営をやってみえるんですけれども、実際の業務というのは民間のところに委託されておって、その整備センターが民間業務に委託さ

れておるのを週に何回か見て聞いてというところの業務運営だと思うんですけど、本市もそんな状況でしょうか。清須市の整備センターがやられてるところも、それぞれ西枇杷と新清洲があるわけですけども、民間に委託されて、その業者がやってみえるということでしょうか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

清須市はあくまでも整備センターに委託をしますので、その先の委託先については清須市が関与するところではないと思っております。あくまでも整備センターとの間のやり取りで連絡等はやっているということになります。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

最後のところでまた聞きます。

他の自治体の規則なんかを見せていただくと、先ほども少し触れられましたけれども、やはりこの2年半のコロナ禍によって緊急事態宣言等出されて、長期間利用できない事態が生まれた場合どうしていくかというような対応も、特に公が絡んだところについては、附則のところで付け加えられたりしているところもあるんですね。

私、これは前も言ったんですけど、この約3年に及ぶコロナの下で夏休みとかいろいろあって、さらには学校も休みになったりしたときに、本市にある今の有料の自転車駐輪場のところは、そういう手続は紙に書いてあって私も見に行きましたけれども、一度解約してください。そうするとお金は返します。その後また申し込んでください。そのときに満員だったら入れないかもしれませんという、私は市民に寄り添ったような対応とは思えないわけです。しかし、公でやられるところは、その辺についてもきちっとした利便性を持って対応されておったわけです。そういったところが私は心配なわけですけども、どういうふうを考えられているのか。先ほども若干言われたんですけども、その辺はどう考えられていますか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

恐らく加藤議員がおっしゃられているのは、新清洲駅の北の駐車場のことだと思うんですけども、今現在、新清洲駅北の駐車場は区画整理の区域内に入ってますので、場所が移設されているのは加藤議員も御承知だと思います。今現在の利用率が70%ぐらいですので、仮に先ほど言われた規定どおり1か月空くときに一旦解約して、また新たに定期の申込みをするという状況になっても、利用率から見ればあふれることはもうないのではないかと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それは当局側がつかんでおって、後の話で、最初の頃は混んでおって、解約したらお金を返します。しかし、後で申し込んだら入れんかもしれませんよといったら、市民側の心理としては、入れんなら使わんでもお金だけ払っていかないかかなと思うわけですよ。住民の福祉の増進とか公共の市有地等を使った施設でありますので、そういう利便性というところは市がしっかり捉えて、市民の立場に立って対応していかないかと思うわけです。

それですね、既に運営されてる有料自転車駐車場の施設の所有者は、先ほども言いましたが、公益財団法人自転車駐車場整備センターであります。そこの協定書、先ほど言われましたけれども、第7条 施設の管理運営には、2項のところで、「料金額及びその他運営に関わる基本的事項は市と協議の上、決定する。変更するときも同様とする」、こう書かれているわけでありまして。冒頭言われましたが、現在の同等の中身で今やっていくのが妥当だと思うということを言われたんですが、やはりこういうところでやろうと思えば、市のほうがきちっと用いればできると思いますので、しっかりその辺は市民の声を聞いて、よりよい方向に持って行っていただきたいと思うわけですが、一言。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

そのような必要性があったときは、当然、整備センターと市ときちんと協議して、変更等が必要であると考えられる場合には対応していくことになるかなと思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

やはりそういう条例なり規則なり附則なりできちとうたっていないと、市民の方々も、言われたら、そういうことなのかと。これは民間だから仕方ない。しかし、これは公の施設として、これは民間であって民間でないような施設でありますので、市の金もかなり入っているわけですので、しっかりした対応。そして、次の質問で言いますが、また指定管理でどこに行くかという課題もありますので、しっかり住民の利用者の立場に立ったルール、これを確立していただきたい。このことを申し述べておきます。

3番目、お願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、③の質問について、岩田総務部長、答弁。

総務部長（岩田 喜一君）

最後に、③の指定管理者の選定方法についてです。

指定管理者の選定方法は、一般公募型プロポーザル方式により選定をする予定です。現在、今年度中に選定できるよう事前準備を進めているところです。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今日、皆さんのお手元に配った資料の76ページというところに、いろいろな事業方式の例が書かれておりますが、指定管理ということでプロポーザルだということを言われました。それで、この76ページのところでは、指定管理者制度の一番左側の制度利用してプロポーザルでやっていくという、それから、さらには皆さんのお手元にお配りした指定管理の手続に関する条例に基づいてやっていくという認識で、お答えだったということよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

条例等の手続のとおりを選定をしていきたいと思っております。

以上です。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうするとですね、急いでやらないかんとということも今回の条例の中でも期日もいろいろ書かれておるわけです。今、既にやられてる自転車整備センターも含まれるのか、さらには、例えば清須市にはシルバー人材センターもありますし、今どこにしていくなかというところは市長の権限が結構あるわけですが、その部分ではプロポーザルと言われたんですが、1つは、今2つあるところと最初の冒頭の解答では同等、今の制度が妥当だということを言われた中で、プロポーザルでやっていくという考えです。何かさらに公募になる今の考えられているようなことというのはあるわけでしょうか。

議 長（野々部 享君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

指名型のプロポーザルは行いませんので、一般公募型ですので、どの業者、財団法人がプロポーザルに参加していただいても、それはしっかりと選定をしていきたいと考えております。

以上です。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今回そういう形でやられるということですので、皆さんにお配りした指定管理制度というのは、中身についてもそこにいろいろ書かれております。条例についても中身がいろいろ書かれておりますが、最初のある意味、清須の有料化の指定管理者制度を活用したものでありますので、その運営とか事業報告とかいろいろ見えてくることもあります。これをやっていく上で、さらに前例で進めておる2つのところに、いい意味で影響していく課題もたくさんあると思いますので、地方自治法第2条第14項、冒頭でも言いましたが、「地方公共団体はその事務を処理するにあたって住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」、こう書かれているわけでありまして。管理運営の適正性についてもしっかり検証していく、このことが大事だと思うわけでありまして、今回、指定管理をやっていく上で、この2つのところに対しての検証というのは行われてきておるのかということをもたお聞きしたいと思いま

す。

議長（野々部 享君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

今回は指定管理者制度を用いますので、議会のほうにその評価内容等は当然報告する義務があります。今までの新清洲と枇杷島については、整備センターについては市のほうでしっかりと事業報告を受けて検証はしているつもりですので、同等なサービスがきちんと送れるように、3つのそれぞれの駅の駐輪場をしっかりと運営していきたいなと思ってはいます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

同等のサービスということで、料金も含めて、市民にとってはさらによりよいサービスが図られるようにきちっとやっていただきたいし、今回のJR清洲駅については、稲沢市との関係も様々な調整課題も私はたくさん出てくるかと思しますので、しっかりその辺も踏まえ、市のほうは、この条例制定に当たって取り組んでいただくということをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、加藤議員の質疑を終わります。

これで、議案質疑を終了いたします。

日程第1、認定第1号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号及び日程第4、認定第4号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5、認定第5号及び日程第6、認定第6号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第38号、日程第8、議案第39号及び日程第9、議案第40号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第10、議案第41号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第11、議案第42号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第12、議案第43号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第13、議案第44号、日程第14、議案第45号及び日程第15、議案第46号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第16、議案第47号、日程第17、議案第48号及び日程第18、発議第3号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、9月22日午前9時30分から再開いたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変お疲れさまでございました。

( 時に午前10時06分 散会 )